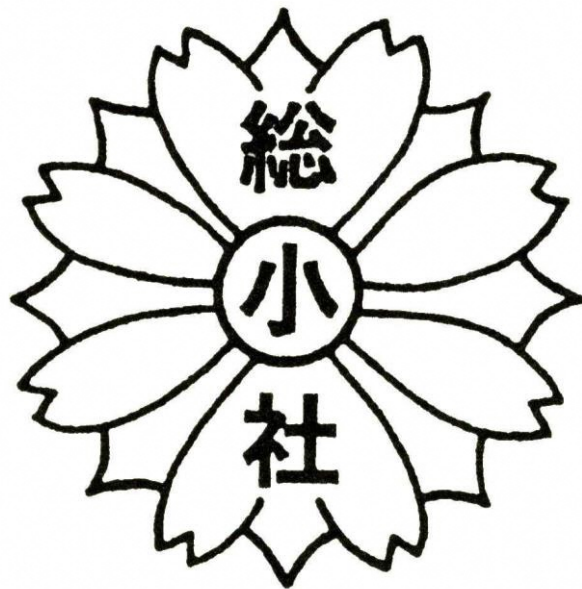


いじめ防止基本方針



平成26年3月策定

平成31年3月改訂

令和3年3月改訂

前橋市立総社小学校

* 本基本方針は、いじめ防止対策推進法、群馬県いじめ防止基本方針、
前橋市いじめ防止基本方針を受け、策定したものである。

1 いじめ防止基本方針策定にあたって

(1) 基本的な考え方（方針）

本校は全校250名強の小規模校である。そのため、児童の人間関係は固定化されがちな面がある。小さい頃から慣れ親しんでいるだけに、慣れからくる相手の気持ちや立場を考えない不用意な言動が見られることも時にある。

固定化された人間関係に安住せず、向上心や意欲をもって自分のよい面を自信をもって発揮し、互いに切磋琢磨する健全な競争心を育むことも肝要である。

そこで、児童に自己存在感・自己有用感をもたせ、共感的な人間関係を築くことが、いじめ防止の第一歩と考え、「学校の特性を生かしつつ、具体的運動目標（スローガン：「ほこり」ある総社小を創ろう！④本気で勉強本気で運動、⑤心かよわすあいさつ・返事、⑥理解し合って思いやり）の具現化を図り、児童一人一人に自尊心を持たせ、学校や地域に誇りを持てる学校経営」を目指している。様々な教育活動をおし、児童のよさを認め、ほめ、伸ばしながら自信をもたせ、学校や生まれ育った地域のすばらしさを誇りに思う気持ちを育むことにより、学校の教育目標「かしこく心ゆたかで たくましい子」の育成に迫ることを基本理念とする。

いじめ防止に関する具体的な基本認識を以下に示す。

- ① 児童が安全・安心な学校生活を送り、様々な活動に生き生きと取り組めるようにすることを主眼とする。
- ② いじめは、どの学級どの子どもにも起こりえるという共通認識のもと、「いじめは絶対に許さない」という学校風土を醸成する。
- ③ いじめられている子どもを、断固として守り通すとともに、いじめる子どもに対しては毅然とした対応と継続的な指導を行う。
- ④ 保護者との信頼関係を築き、地域や関係諸機関と積極的に連携を図る。

(2) めざす児童像

「思いやりの心をもつ、心ゆたかな子」

- ・他の人の立場に立って考える思いやりと親切の心を持つ子
- ・奉仕の心、感動する心を持つ子
- ・よりよい人間関係を自ら築いていく子

2 組織及び校内体制について

いじめ防止対策を中心的に進める組織として「総社小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) いじめ防止対策委員会の役割

- 「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」及び「いじめの対処」に関する計画立案
- 「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」及び「いじめの対処」に関する対策策定
- 関係機関・関係団体との連携
- いじめ問題に関する情報及び児童・家庭に関する情報の収集と事態への対応

(2) いじめ防止対策委員会の構成メンバー

- 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・スクールカウンセラー
- 関係する事案の学級担任・学年主任
- その他必要に応じ、前橋市青少年支援センター指導主事・子ども課担当・児童相談所職員等

(3) いじめ防止対策委員会の開催

- ・ 月1回の情報交換会
- ・ 月1回の定例対策会議
- ・ その他、校長が必要と認めた事案等に対し、適宜・迅速に開催

3 いじめの未然防止

(1) 基本方針

人権尊重の精神に基づく教育活動を行うとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進し、いじめを生まない学校風土の醸成を目指す。

- ・生徒指導の3機能（共感的理解・自己決定・自己存在感）を意識した授業づくり
- ・言語活動の充実を図り、間違いを恐れず発言でき、共感的に受け止めることが出来る認め会える学級風土づくり
- ・発達障害や外国籍の児童等について、適切に理解したうえで、一人一人を大切にしたい指導にあたる。
- ・特別の教科道徳、特別活動を通した思いやり、勇気、協力などの道徳的価値についてのじっくり考える時間の確保。規範意識や集団のあり方などについて学習の深化。
- ・年2回の人権集中学習を核にした、児童が主体的にいじめを防止活動に参画する機会の設定。
- ・総社タイム（異学年交流）や特別奉仕活動などの体験的活動を通した、社会性の育成。
- ・「いじめは絶対に許さない」という教師の姿勢づくりと共通実践。

(2) 指導計画・研修計画

別紙「総社小学校いじめ防止対策年間計画」参照

(3) 保護者・地域・他校との連携

- ・学校便りやWeb ページなどを活用しての情報発信や、保護者からの情報提供をなど相互の連絡を強化する。
- ・サポート会議など地域との連携を継続する。
- ・入学前の情報、卒業後への情報提供など、小保小中連携を強化し、情報交換を密にする。
- ・中学校区におけるいじめ防止活動の連携を図る。

(4) 校内研修

- ・いじめに関する校内研修ツール」や「いじめ防止基本方針」などを活用しながら、職員の人権意識を高める。

4 いじめの早期発見

(1) 基本方針

いじめは教師の目の届かないところで発生する可能性が高い。そこで、組織的に取り組むとともに、児童・家庭・地域と連携して実態把握に努めるものとする。

(2) 児童のささいな変化に気づくための取り組み

- ・教職員による日常観察、連絡帳や日記からの情報、児童との会話、児童同士の会話等から、きめ細かい情報収集を心がけ、実態把握に努める。
- ・毎月のアンケート調査をいじめ防止対策委員会で、吟味・検討し、必要に応じ、面談等を行い、実態の把握と情報の収集に努める。
- ・遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われることを共通理解する。
- ・月に2回来校するスクールカウンセラーによる教育相談活動を活用し、児童の心に寄り添い、悩みを聞き取る。
- ・毎月末に出席簿を使い、欠席数を確認する。6日以上欠席がある児童は生徒指導主任に報告する。

(3) 情報を確実に共有するための取り組み

- ・保護者との信頼関係を日頃より大切にし、家庭での児童の様子の変化について、情報を共有できるように努めるとともに、児童の学校での様子や変化については、できるだけきめ細かく保護者に情報を提供し、学校と家庭とでいじめの早期発見に努める。
- ・学校ボランティアやウォーキングバス、民生委員や関係諸機関との日頃からの連携を密にし、情報収集に努める。
- ・職員会議で生徒指導「気になる子」の報告を位置づけるほか、生徒指導・教育相談会議等、様々な機会を活用し、児童情報の共有に努める。
- ・生徒指導主任は、月末に全学級の出席簿を確認する。3日以上欠席児童がいた場合は、担任に様子を確認し、情報共有に努める。

(4) 情報に基づいた対応の方針と立案実施

小規模校の特性を活かし、情報把握の時点で、いじめ防止対策委員会及び関係児童担当教諭で各事案を検討し、対策実施案を作成する。

5 いじめに対する対応（基本）

(1) 基本方針

いじめを「しない・させない・許さない」の原則を守り、毅然とした対応を行う。

- ① 詳細な事実確認に基づいた早期対応を行う。
- ② いじめられている子どもの立場を最優先する。
- ③ 一人で抱え込まないよう、必ず組織で対応する。
- ④ 児童・保護者に説明責任を果たす。
- ⑤ いじめた児童に対して、心に寄り添いながらも、善悪の判断と反省・謝罪をしっかりとらせる。
- ⑥ 騒ぎ立てた児童・傍観した児童にも、善悪の判断をきちんとさせ、反省をさせる。
- ⑦ 認知後も解消後も、保護者・児童と連絡を取り、3か月以上継続的・組織的にサポートする。
- ⑧ 必要に応じ、ためらわず、関係機関と連携を図る。

(2) いじめの把握と解決に向けた具体的な対応

- ① いじめられている児童への対応
 - ・ 本人の思いや願いを共感的に受け止め、いじめられている事実を可能な限り詳細に聞く。
 - ・ 家庭訪問を実施する際は、原則として複数で対応する。
- ② 保護者への対応
 - ・ 保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分なところがあれば謝罪する。
 - ・ 本人が今後学校生活で安心して生活できるように約束すると共に、具体的な対応については、連絡を取り合いながら実施することを伝える。
- ③ いじめた児童、周囲からの情報収集
 - ・ いじめた児童から状況や真実を聞き取る際は、心理的に圧迫感を与えないよう配慮する。
 - ・ 5W1Hにもとづき、事実を正確に把握する。
- ④ 指導方針の決定と役割分担
 - ・ いじめ防止対策委員会により、本人との面接、家庭訪問等から得られた情報をもとに、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び役割分担を決定する。
- ⑤ いじめた子ども・保護者への対応
 - ・ 確認した事実に基づき、行った行為やその行為を受けた児童の心情を伝える。
 - ・ そして、ことの重大性に気付かせながら反省を促すと共に、謝罪の方法等につ

いてともに考える。

- ・保護者には、学校の方針を伝えるとともに家庭での子どもの接し方等について助言する。また、学校での取組の様子をできるだけ丁寧に伝え、保護者との信頼回復に努める。

⑥ 学級全体への指導

- ・いじめられた児童の辛さを理解させるとともに、はやし立てたり、傍観したりする行為がいじめを助長させることになることを知らせ、いじめを絶対に許さない態度を育てる。

⑦ ネット上のいじめ

- ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐために、直ちに削除のための措置をとる。
- ・児童への被害が考えられる場合は警察署に通報し、適切な支援を受ける。
- ・児童が悩みを抱え込むことのないよう関係機関との取組を周知する。

⑧ その後の指導

- ・いじめ防止対策委員会及び担任を中心に、いじめられた児童や他の児童に対して、継続的に指導を行うと共に、教師間で定期的に情報を共有する。

(3) いじめの再発防止に向けた具体的な対応

① 被害側に対して

- ・被害児童及び保護者に対しては、担任を中心に支援を行う。
- ・スクールカウンセラーによる、事後の児童の心のケアを行う。
- ・必要に応じ、保護者への相談活動も依頼する。

② 加害側に対して

- ・加害児童及び保護者に対しては、担任を中心に、指導・助言を行う。
- ・外部緒機関を活用し、指導の際の助言を受けるとともに、必要に応じ、直接の注意、説諭等も実施する。

③ 学級及び周囲の児童に対して

- ・はやし立てていた者や傍観者に、問題の重大性を受け止めさせるとともに、はやし立てていた者や傍観者の態度を被害者がどう感じていたかを考えさせる。
- ・特別の教科道徳・学活等の時間を使い、周囲の者はこれからどう行動したらよいかを考えさせるとともに、折にふれ、自分たちの取った行動に対して振り返りを行う時間をとる。
- ・学級全員で被害児童・加害児童を見守り、共に向上していこうとする学級づくりに努める。

6 重大事態発生の場合

(1) 重大事態とは

(いじめ防止対策推進法・28 条より)

- ① いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めたとき)

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合等を想定

- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ 重大事態に該当するか否かについては、いじめを受ける児童の状況に着目して判断するとともに、いじめられた児童や保護者から申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

※ また、重大事態が発生した場合には、関係する児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、ときには事実に基づかない風評等が流れる場合もある。学校は迅速かつ適切な方法で、児童や保護者の心のケアを行うとともに、落ち着いた学校生活を一刻も早く取り戻すため、予断のない一貫した情報発信と個人のプライバシーの配慮に努める。

(2) 報告速やかに市教委への報告を行ない、指導・助言を受ける。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

「5 いじめに対する対応」に加え、特に次のことを行う。

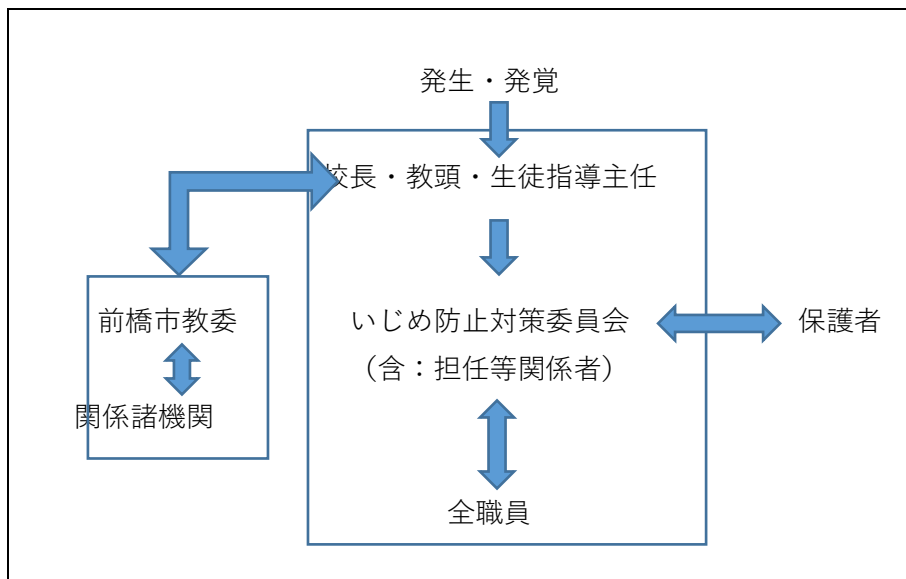
- 事案が重大事態に至ると判断したときは、前橋市教育委員会と連携を図りながら、いじめ防止対策委員会及び該当学年が主体となり、速やかに調査を実施する。なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事案の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと、校長が判断したときは、教育委員会に調査を依頼する。
- 調査主体は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
 - ・ いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか
 - ・ いじめが発生した背景として、どのような問題があったか
 - ・ 学校、教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り、網羅的に明確にする。

この調査は、当該事案への対処や同種の事態の再発防止を図るために行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

- 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし、提供にあたっては児童のプライバシー保護に配慮する等、適切な方法で提供する。
- 学校は、調査の結果について、前橋市教委育委員会に速やかに報告する。なお、いじめを受けた児童または保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を受理し、当該文書を調査結果報告に添える。
- 学校の設置者が調査主体になった場合は、必要な資料提供など調査に協力する。

(5) 重大事態の疑いがある場合の連絡体制（概略図）



(6) その他

① 関係機関との連携

- いじめの原因の一つとして児童の家庭に児童虐待等があると疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。
- 児童に精神疾患等が認められる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関に相談する。
- 児童の行為が暴行や金銭の強要など犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、被害児童を守るとともに、被害の拡大を防止するため速やかに警察に相談・通報する。
- 児童の指導を継続的に行っても改善が見られず、他の児童の学習の妨げになる場合には、教育委員会との連携のもと、必要な懲戒（校長による厳重注意、出席停止等）を行う。

- 自殺事案が発生した場合には、市教委、群馬県こころの健康センター「こころの緊急支援チーム」等への派遣を要請する。

② 保護者・地域との連携

- いじめ対策緊急保護者会の開催

学校は、憶測や噂などの誤った情報で事態が混乱することを防止するため、前橋市教育委員会との連携・協力のもと、いじめ対策緊急保護者会などを開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明する。

- P T Aとの連携

学校はP T A役員等に情報提供するなど、積極的にP T Aと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

- 民生委員・児童委員等との連携

学校は、民生委員・児童委員、区長会、中学校P T A役員、地元警察、ウォーキングバス等の地域人材・関係諸機関と積極的に連携し、地域での見守り、巡回などを依頼する。

7 その他

(1) 評価と改善について

- いじめ防止基本方針をはじめとする、いじめ防止の取組については、P D C Aサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- いじめに関する項目を盛り込んだ取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- 学校経営評価において、いじめ防止対策に関する項目を設け、職員での検証を行う。

(2) 保護者・地域への情報発信と啓発活動について

- 学校だよりやW e b ページで学校の取り組みや考えを伝えたり、保護者が学校評価アンケートに回答したりすることで、情報を共有する。
- 携帯インターネット教室などを開催したりして、保護者への啓発に努める。

いじめ防止等に関する年間計画

前橋市立総社小学校

学期月		いじめ防止等に関する取り組み			連携その他
		未然防止の取組	早期発見の取組	対応	
一学期	四月	常時活動 生徒指導の三機能を生かした授業作り いじめ防止対策委員会の開催 縦割り班活動 など (週一回)	「いじめ防止気泡方針」の確認(職) 1年生を迎える会 お願い集会	「なかよしアンケート」※	学級懇談会
	五月		総社タイム(縦割り班活動)開始 人権集中学習 児童会いじめ防止啓発活動 (いじめ撲滅強化月間) 家庭訪問	「なかよしアンケート」※	学警連
	六月			「なかよしアンケート」※	情報モラル学習
	七月			「なかよしアンケート」※ 教育相談	
二学期	八月		人権教育に関する職員研修	「なかよしアンケート」※	
	九月			「なかよしアンケート」※	
	十月		児童会いじめ防止啓発活動	「なかよしアンケート」※	市青少健大会
	十一月		人権集中学習(いじめ撲滅強化月間) ～12月 生徒指導教育相談会	「なかよしアンケート」※	学級懇談会
	十二月			「なかよしアンケート」※	
三学期	一月			「なかよしアンケート」※	
	二月		ありがとう集会 六年生を送る会	「なかよしアンケート」※	学級懇談会
	三月			「なかよしアンケート」※	

* 「なかよしアンケート」 = 「なかよしアンケート」及び聞き取り調査